

日 時：令和4年6月30日（木）18時30分～19時30分

場 所：新山ふれあいセンター

対象地区：蒲田・新山

参加人数：11名

■要望、質疑応答

内 容
<p>○ロードミラーの設置について</p> <p>（市民から）</p> <p>前回のまちづくり懇談会にて横断歩道にロードミラーの設置をお願いしたが、走行中の車が紛らわしいため難しいとの回答だった。現場の横断歩道からは、黒石方面より来る車は直前でなければ見えず、車から見ても直前でないと歩行者が見えづらい。また、横断歩道前で止まる車はほぼ皆無である。</p> <p>（市から）</p> <ul style="list-style-type: none">・前回質問をした元こだま商店T字路の横断歩道については、現状設置されているカーブミラーを大型のものに変更することにより、歩行者が車を確認する手助けとなると考え、検討すると回答した。しかしながら、カーブミラーの大型化では、根本的な解決策には至らないと判断し、設置していない状況である。今回の質問にあった横断歩道についても現地確認したが、横断歩道がカーブの頂点に設置されており、通行車両の速度や死角を考慮すると、現状では歩行者の安全を確保することが困難であることが確認された。そこで、歩行者に対する安全対策として、現場の横断歩道についてはカーブミラー設置の有効性の検証、ドライバーに対する安全対策として、現場付近の3箇所の横断歩道については、前後へ「横断歩道ありスピード落とせ」等の注意喚起看板を当市で設置すること、横断歩道の前の路上に表示される「ひし形」の「予告表示」の補修を黒石警察署へ要請したいと考えている。なお、横断歩道を管轄する黒石警察署でも現場の横断歩道の危険性を認識しており、死角を減少させる位置まで横断歩道を移設する、または横断歩道自体の廃止が望ましいとのことだった。今後は、現場付近の3箇所の横断歩道の現状を整理して、横断歩道を存続した場合、移設または廃止した場合も含め、横断歩道の総合的な安全対策について町会や黒石警察署と協議を進めたいと考える。 <p>（市民から）</p> <p>横断歩道の移設は避けてほしい。横断歩道をなくすとすると道路の向こう側に渡れなくなる。運転する人は道路を渡ろうとする人がいても停止しないと思う。歩行者が横断歩道のないところを渡った場合なぜそこを渡ったのかという話になる。つがる温泉のバイパスのところ、信号機があるのに信号が変わった後すごいスピードでくるときもあるので、危ない箇所は警察のパトロール増やすなどしてほしい。</p>

<p>(市から)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者側の安全対策、ドライバーの教育も含めて、黒石警察署と引き続き話をしていきたい。広報やチラシなどで交通ルールの注意喚起を行っていきたい。
<p>○道路の拡幅について</p> <p>(市民から)</p> <p>県道弘前田舎館黒石線を黒石方面へ進み、新山のバス停の手前のT字路交差点を右折した道路は、市道又は農道かと思うが、軽自動車でもすれ違うのが難しく、また子供達も通学路として使っている。道路の接道部分は大部分が苗代だが、現在ほとんど使用しておらず、道路拡幅には住宅地よりは、地権者の同意が得られると思う。県道T字路交差点は車対車の事故多発地で、先ほどの質問にもあった横断歩道と同様、見通しが悪く危険な為、地元の方は殆ど通らない。</p> <p>(市から)</p> <ul style="list-style-type: none"> 拡幅工事の質問にあった道路については、平成3年から5年にかけて農村総合整備モデル事業により舗装幅員3.5m、車道幅員3mで拡幅工事が実施され、現在は市道新山松橋線として建設課が管理している道路である。道路拡幅工事については、現場の見通しが良く、交通量も多くはないことから、今のところ拡幅を実施する考えはない。
<p>○道路の確認について</p> <p>(市民から)</p> <p>国道102号沿いにある(株)長谷川鉄工敷地について、北側に農業用水の穴堰がある。穴堰の両側は車、人が通れる道路となっていたが、道路に建物が建設されており、歩けない状態となっている。農道の払下げ又や使用願等の届出がなされて、使用しているのか確認してほしい。もし違法に占有しているならば、原状回復するよう指導してほしい。</p> <p>(市から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ご質問の穴堰沿いの道路について、現地確認を行い、建物により通り抜けできない状態になっていることを確認した。現在、(株)長谷川鉄工への敷地の払下げ、使用願等の届出について、書類確認や聞き取りなどの調査を行っている。改良区や、県などの関係機関への照会も含め、引き続き調査を行い、相手方と協議していきたいと考えている。
<p>○一人暮らしの老人の福祉について</p> <p>(市民から)</p> <p>市の福祉行政による「一人暮らし老人食事会」が行われているが、コロナ前は地区センターで入浴、レクリエーション、食事会を行っていた。その後、昨年までは近隣で買い物、昼食をもらって帰宅していた。しかし、今年は買い物のみを行うとのこと。このように</p>

んどん後退している、またはさせているように感じている。せめて昼食を復活させてほしい。それをもらって帰宅し、仲間同士での食事会などのコミュニケーションを楽しみにしている新山地区の老人が存在している。この事業本来の目的は食事会だったはず。

(市から)

・一人暮らし高齢者会食サービスは社会福祉協議会が実施する事業であるため、聞き取りした内容をお伝えする。この事業は、普段閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者が月1回一堂に会し、会食を通じて社会参加や交流を図ることにより、生きがいつくりにつながることを目的に実施してきた。令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延が起こったことにより、感染予防のため会食を行うことができない状況が続いたが、みんなで集まりたいという利用者ニーズに応えるため検討を重ね、昨年度は買い物支援・弁当配布の形で実施した。しかし、一部利用者の送迎が午後2時近くと遅くなり、体調を崩す方もいたことから、送迎時間を早めるため、令和4年度より試験的に「買い物支援事業」として、会食や弁当配布の無い形で実施している。利用者の方には、実施方法が変わったことで困惑する方やニーズに合わないといった方もおられることと思うが、今年度は、3カ月ごとの定期的な利用者アンケートを実施し、利用者のニーズと社会情勢を柔軟に反映させた事業展開を図っていく予定となっている。以上が社会福祉協議会の回答。なお、市では、高齢者の方々が気軽に集まことのできる居場所「通いの場」の活動について、立ち上げ支援、運営に係る補助金交付と市内在宅介護支援センターによる運営フォローを実施している。様々な活動が対象となるため、実施をご検討される場合には、市健康福祉部高齢介護課地域包括支援係または、地区の在宅介護支援センター、こちらの地区では「在宅介護支援センターさわやか園」となるので、気軽に相談してほしい。

○市役所に電話した場合の回答について

(市民から)

最近、電話で質問をすると、担当者が席を外しているので回答できない、と言われることが多い。担当者1人が不在のため、市民からの質問に答えられないのでは困る。

(市から)

・当市では、職員の育成のため「平川市人材育成基本方針」を策定しており、この方針に基づき、能力向上を図るために研修等を実施している。公務員としての資質向上や、法令などの専門的な知識を学ぶ研修の受講により、さまざまな分野に対応できる幅広い知識を持った職員はもちろんのこと、スペシャリストの育成にも力を入れているところである。しかしながら、電話での質問に担当者が不在とのことで回答できず、申し訳なかった。担当者が不在で、回答できる者がいない場合には、調べた上で早急に折り返し連絡するなど、対応しているところ。今後も柔軟に対応できるよう接遇マナーの向上に努めるとともに、研修等を通じて職員の資質向上を図り、市民に評価されるよう努力

していきたい。

○空地・空家について

(市民から)

平川市に空地・空家はどれくらいあるか。

(市から)

・令和2年9月時点で空家は417件あると把握している。

(市民から)

空地・空家の雑木や雑草、ハチの巣、動物の発生などへの対応について、持ち主がわからず連絡がとれないと、市としては対応できないといわれた。

(市から)

・個人の資産については市が対応することはできない。例えばアメリカシロヒトリについては、町会に対応をお願いしたいということで、防除のための機器の貸出しや薬剤の配布を行っている。職員が対応するには、人的な余裕も不足している。

(市民から)

連絡がとれない場合、固定資産税はどうなっているのか。

(市から)

・管理されていない空家・空地については、相続放棄されている場合が多い。固定資産税を納付している方がいる場合は、納付書と併せて、管理のお願いをしている。

(市民から)

他の自治体では、空地を整地するなどしてまちづくり政策を進めているところもあるときいた。2畝、3畝程度の小規模な耕作放棄地が数多く存在していると思うが、市としてどのような対応を考えているか。

(市から)

・今お話しされたような空地の活用については、把握しているものが無いので、調べてからお答えする。古くなった空家については、周りに迷惑をかけないように網をかけることなどはやっている。解体にはお金がかかるが、市が負担した場合、解体費用を請求しても回収は難しい。耕作放棄地については、農業委員会が農地の適正化利用に取り組み指導しているが、解決しきれない部分がある。

(市民から)

今の空地については、何が問題で解決できないのか。法律なのか、お金なのか。市で整備することはできないのか。

(市から)

- ・空家については法の整備も進んでいるが、空地については、法も未整備の状態で、いずれも相続登記の更新が進んでいない場合などが多く、法的に対応が難しい。

(市民から)

法的な問題があるとして、条例などで市独自の対応はできないのか。

(市から)

- ・市が空地を整地して活用するというのは法的な根拠は無いとできないものと認識している。法的に可能かどうか調べて回答したい。

(市民から)

税金が未納であれば市として公売できないのか。公売した例はあるのか。

(市から)

- ・換価価値があるかが一つの判断となる。市に債権者としての立場があれば可能であるが、市が直接公売というよりも、いろんな債権者の集まりの中で換価できる財産があるのであれば、交付要求して滞納している税金の一部としていただくこともある。

○物価上昇に対する市からの補助対策について

(市民から)

物価上昇となっても年金受給者には補助が何も無い。弱者を救済する考えはないか。

(市から)

- ・住民税非課税世帯へ一律10万円の支援金を交付することを6月議会で予算措置した。また、生活困窮者に対する支援金を2万円上乗せすることを6月30日付で決定した。子育て世帯に対しても同様の支援を予定している。現在実施中のプレミアム付商品券は9月までで終了となるが、11月からはプレミアム率を上げて、1冊5,000円で購入すると7,500円分使えるものを新たに実施する。1人3冊まで購入可能となる。また、農業者向けの支援も本日予算措置したところである。

○コンビニでの住民票や印鑑証明書等の発行の可能性について

(市民から)

コンビニで住民票や印鑑証明書等を取得できるようにならないか。

(市から)

・導入費用、効果検証をしている段階。導入に向けて前向きに検討を進めている。

○町会活性化補助金について

(市民から)

町会活性化補助金について、令和4年度からは繰り越しができないと聞いている。新型コロナウイルス感染症の影響により納涼祭等が中止になった場合、すべてねふたの資金に回してもよいものか。

(市から)

・ねふたへの活用は構わない。ただ今年はコロナが落ち着いてきたので、感染対策をしっかりとしたうえで、計画通り納涼祭等を実施し、大いに盛り上げていただきたいと考えている。